

鹿宅建発第 105 号
令和 5 年 8 月 4 日

会 員 各 位

(公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会

会 長 中馬 敏夫
研修部長 西倉 宏



令和 5 年度宅建協会主催研修会について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、宅地建物取引業法第 64 条の 6 の規定に基づき、宅建協会主催研修会を開催致しますので、ご出席下さいますようご案内します。

今回は、全宅連の顧問弁護士である柴田龍太郎氏を東京からお招きし、民法・不動産登記法の改正に伴う所有者不明土地について（関連して相続土地国庫帰属法施行令、重要土地等調査法の概要含む）、実務に役立つ研修となっております。

所属支部に関係なく、裏面の会場で受講可能ですが、会場により駐車場、収容人数に限りがありますので、あらかじめご了承下さい。

なお、会場、開催日時につきましては、裏面をご確認下さい。

宅建協会主催研修会の受講状況は、県庁が免許更新時に確認を行いますので、更新時期になりましたら協会より研修受講記録証明を発行します。

悪天候により、日程変更や中止になる場合がありますので、事前に当協会ホームページや協会本部（Tel.099-252-7111）にご確認をお願い致します。

研修テーマ	講 師
民法・不動産登記法の改正に伴う所有者不明土地関係について（相続土地国庫帰属法施行令、重要土地等調査法の概要含む）	深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田 龍太郎 氏

※北薩、南薩、姶良伊佐、大隅、奄美会場では、すべてDVDによる研修になります。